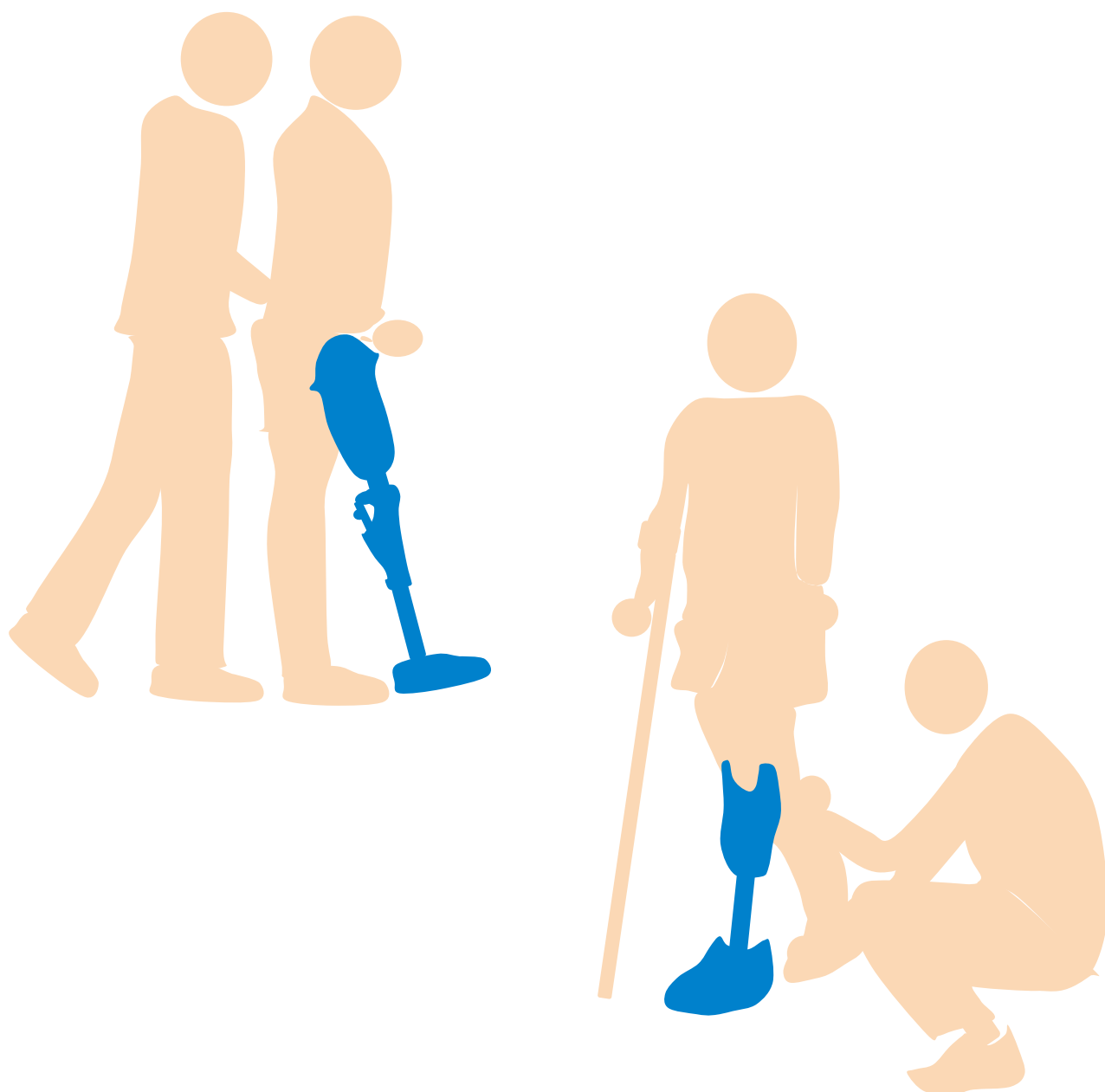


はじめての義足



国立障害者リハビリテーションセンター

病院 義肢装具療法
研究所 義肢装具技術研究部

目次

<入院時オリエンテーション>

- ■ リハビリテーションに関与するスタッフ 3ページ
- ■ 断端の管理について 4ページ
- ■ 幻肢と幻肢痛について 5ページ
- ■ リハビリテーションスケジュール 6ページ

<義足製作オリエンテーション>

- ■ 義足の種類 7ページ
- ■ 義足の構造 8ページ
- ■ 採型と仮合わせの準備 9ページ
- ■ 仮合わせ 10ページ

<訓練例>

- ■ 訓練内容(義足装着前訓練) 11ページ
- ■ 訓練内容(義足歩行訓練) 12ページ
- ■ 断端の変化について 13ページ
- ■ 義足の調整と部品の選択 14ページ

<退院後の生活>

- ■ 日常生活の注意 15ページ
- ■ 義足や断端のトラブル 16ページ

<義足の費用と社会制度>

- ■ 仮義足費用のお支払 17ページ
- ■ 利用できる社会制度(仮義足) 18ページ
- ■ 仮義足と本義 19ページ
- ■ 利用できる社会制度(本義足) 20ページ



リハビリテーションに関与するスタッフ



義足製作と訓練に関わるスタッフを紹介します。

医師

どのような義足が良いか検討します。仮義足を製作いたしますが、義足の適応にならない場合がございます。

看護師

生活援助を通して、皆様の心や日常生活に寄り添いながら健康と断端の管理を支援します。

義肢装具士 (PO)

医師と相談し、義足製作の検討を行います。義足に関連することはどんなことでもご相談ください。

理学療法士 (PT)

義足装着前に筋力・体力を上げ、断端を義足が履きやすい状態にし、義足製作後は歩行練習を行います。

ご家族様

ご本人様

作業療法士 (OT)

日常生活の動作練習、便利な道具や機器の紹介、住宅改修のアドバイスを行います。

医療福祉 相談員 (MSW)

義足や車いすに係わる福祉制度や手続き等に関する情報提供の支援をします。

運動療法士 (RS)

スポーツのもつ運動特性を手段として、いきいきとした社会生活を営む上で必要な体力の向上、健康の増進を図ります。



断端の管理について

だんたん

断端

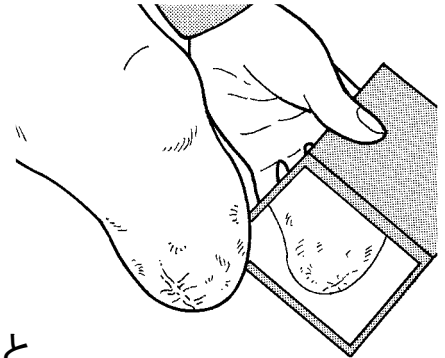
の確認 ～傷に注意しましょう～

切断して残された脚の部分を**断端**といいます。

義足をはき始めると、断端に体重がかかってきます。特に縫合部は皮膚が弱く傷つきやすい場所ですので傷がないか、また大きくなっていないか、注意して確認する習慣をつけましょう。

傷をそのままにしておくと、ばい菌が入り炎症を起こすことがあります。大きな傷が見当たらなくとも急に熱を持ち、腫れることもあります。免疫力が低下している時にも同様のことが起こりますので注意しましょう。

普段と少し違った状態になった時には早めに医師や看護師、義肢装具士、理学療法士に相談しましょう。



<ポイント!>

鏡を使って、端断末や膝の後ろ側も傷がないかをしっかりチェックしましょう。

弾性包帯の巻き方～断端の形状を整えましょう～

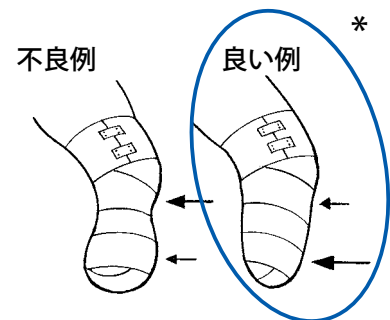
なぜ弾性包帯を巻くの？

義足をはくと断端は常に圧迫されるため、細くなりソケットがあわなくなります。

そこで、製作開始前からあらかじめ弾性包帯で断端を圧迫しておくと、その変化が少なくなり、義足の不具合が出にくくなります。

右図の様にきちんと弾性包帯を巻くと、断端の形状が義足をはきやすい形状に整ってきます。

弾性包帯がうまく巻けない時には、靴下の様にはくタイプの物もありますので、義肢装具士にご相談ください。(市販のものは自費購入となります)



<ポイント!>

断端の上の方はゆるく、断端の下の方はきつめに弾性包帯を巻きましょう。

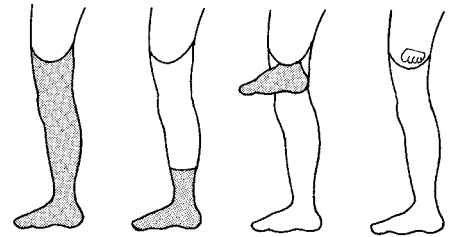


幻肢と幻肢痛について

すでに失われた手足が切断後もまだ残っているような感覚が多くの方に出現します。

これを「^{げんし}幻肢」と呼びます。

幻肢の形はひとによって違うようであり、いろいろな幻肢のパターンがあります。幻肢には形だけでなく感覚があり、動いたりする場合があります。



下肢切断者の幻肢のイメージ

幻肢が存在すること自体は悪いことではありません。歩行訓練をすると幻肢の動きが義足の動きと一致する場合があります。

多くの方は切断後数年で幻肢が消えるようですが、幻肢については未解明な部分が多いのが現状です。幻肢の存在は周囲の方には伝わりにくく、幻肢の存在について周囲の方も理解を深めることが大切です。

幻肢はときに痛むことがあります。これを「^{げんしつう}幻肢痛」といいます。断端自体が痛むときは「断端痛」といい幻肢痛とは区別されます。

幻肢痛は実際には存在しない場所の痛みであるため、直接手当てをすることができません。ときにはこの痛みのために義足の装着訓練を中止しなければならないことも起こります。一方、義足を装着すると幻肢痛が和らいだという方もいます。ひとによって感じ方が異なります。

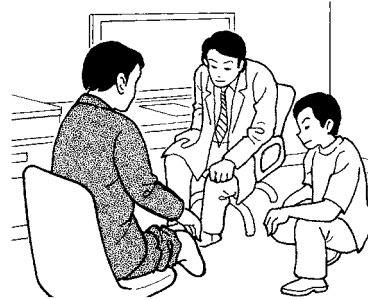


リハビリテーションスケジュール

ご本人様の身体状況や生活様式を考え、一人ひとりに合わせて義足を製作いたします。義足歩行訓練期間は約2～4カ月です。

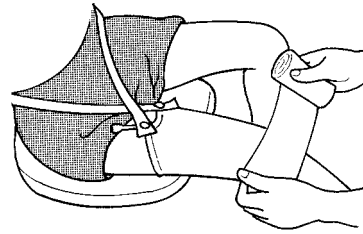
入院

医師や訓練スタッフにおける
身体状況の確認と義足仕様の検討



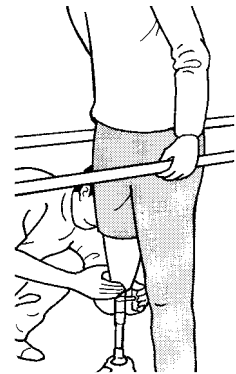
採型

・仮合わせ
・試歩行と調整



義足歩行訓練

義足完成



退院

義足費用お支払い

* 退院後、義足費用の保険(支給制度)の
申請を行うこととなります。

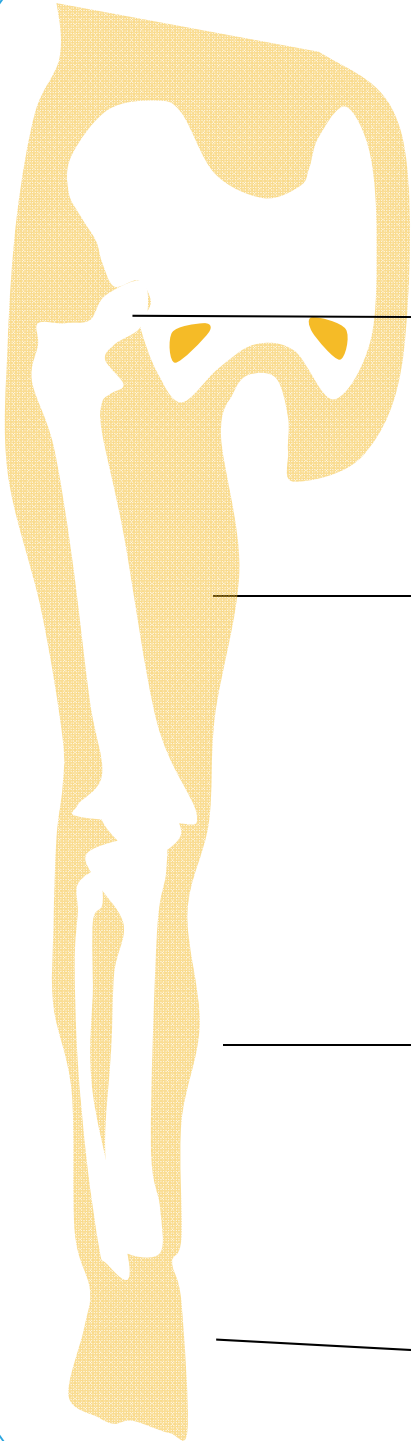
各種保険のお手続き

注) このスケジュールは、義足の製作と訓練の大まかな流れを示したものです。ご本人様の身体状況によっては、目標とする歩行まで達しなかったり、義足訓練を断念したりする場合があります。義足製作と訓練に関わるスタッフとよく相談し、話し合っって製作や訓練を進めていきましょう。



義足の種類

切断の部位により、義足の名称が異なります。



こぎそく
股義足
(股関節周囲での切断の方へ)

だいたいぎそく
大腿義足
(膝関節を失った方へ)

かたいぎそく
下腿義足
(足関節を失った方へ)

そっこんぎそく
足根義足
(足関節以下を失った方へ)



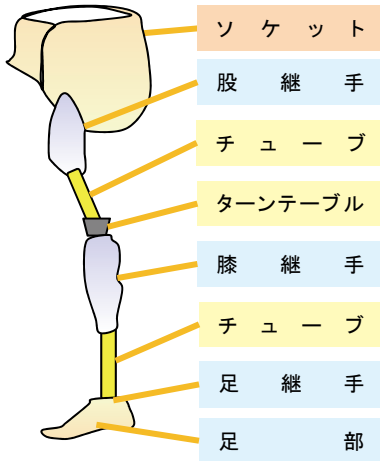


義足の構造

訓練で使う義足の主な構成部品の名前を紹介します。

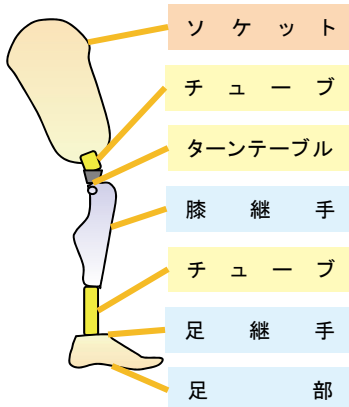
【股義足】

ソケットと股継手、膝継手、足継手、足部より構成されます。



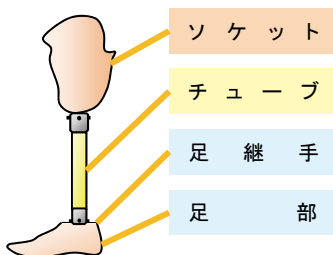
【大腿義足】

ソケットと膝継手、足継手、足部より構成されます。



【下腿義足】

ソケットと足継手、足部より構成されます。



ソケット

断端を収納します。体重を支え、歩く推進力に力を伝達します。最も大事な部分です。

こつぎて 股継手

股関節に代わる部品です。股関節曲げ伸ばしの運動が可能となります。

ひざつぎて 膝継手

膝関節に代わる部品です。膝関節曲げ伸ばしの運動が可能となります。

あしつぎて 足継手

足関節に代わる部品です。固定式と可動式の2種類あります。

そくぶ 足部

足の形をしています。体重移動を滑らかにします。いろいろな種類があります。

チューブ

金属製やカーボン製のパイプです。ソケットと足部をつなぎます。義足の高さを調整します。

ターンテーブル

膝下が回旋する部品です。靴の装着に便利です。股義足や大腿義足に付きます。



採型と仮合わせの準備

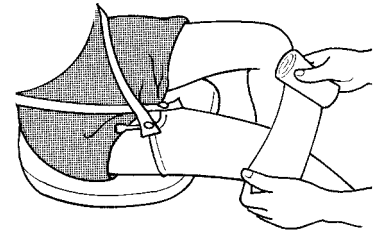
断端を収納するソケットは、一人ひとりに合わせて義肢装具士が作ります。そのために断端の型を取ることを**採型**といいます。

採型(さいけい)の手順

1. 石膏の付いた包帯をお湯でぬらし、断端全体を巻きます。
2. 石膏が固まったら取り外します。
3. この型をもとにソケットを製作します。

義肢装具士(PO)からのお願い！

採型の際に薄着になって頂く場合があります。
石膏で汚れたり、濡れたりする場合があります。
特に股離断や大腿切断の方は下着の替えをご準備ください。



ソケットのフィッティングや義足の長さ、部品の位置関係を確認することを**仮合わせ**といいます。

仮合わせを行う前の準備

服装について

仮合わせ時や歩行訓練時に義足の着脱・調整がしやすいよう短いズボン等をご準備ください。

靴について

義足にも靴をはかせますので、ご準備ください。
基本的にこれまではいていた靴で構いませんが、靴によって歩きやすさも変わります。どの様な靴が良いかは担当の義肢装具士とご相談ください。

衛生用品について

断端部と義足を清潔に保つ為に、石けんやボディソープ等をご準備ください。



仮合わせ

仮合わせの流れ

義足をつける前に・・・

義足をつける際には、断端袋と呼ばれる布製の袋やライナーと呼ばれるシリコン製の袋を断端に被せることもあります。また、断端とソケットの密着を良くするために、何もつけない場合もあります。

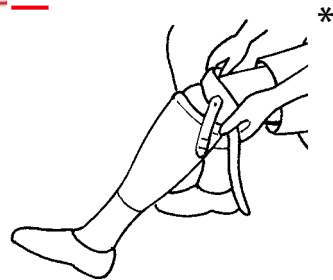


断端袋

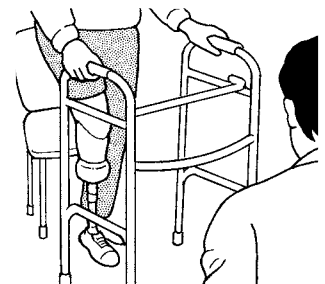


ライナー

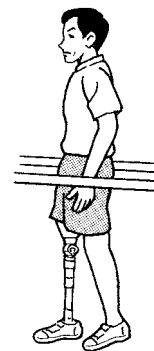
1. 義足をつけてみましょう
義足の装着方法を指導します。
正しい装着方法を身につけましょう。



2. 義足で立ってみましょう
チェック用のソケットで断端とソケットの合い具合を確認します。
義足の長さやバランスを調整します。



3. 義足で歩いてみましょう
歩きやすいように、義足を調整します。



仮合わせが終了すると、いよいよ義足立位・歩行訓練開始です！



訓練内容(義足装着前訓練)

義足で歩くためには、義足をつける前から「身体づくり」が必要です。また同時に断端も義足をつける準備を行います。

<断端管理・訓練>

断端の形や組織の柔らかさ、皮膚の動きを整えます。



*1

<関節可動域の維持・改善>

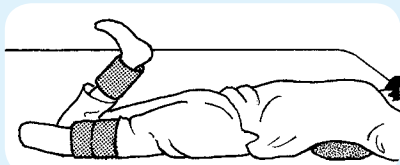
脚の関節の動きを維持・改善します。



*2

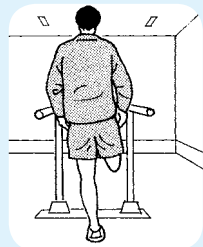
<筋力強化>

全身の体力を強化し脚の筋力を上げます。



<立位バランスの向上>

片足で立ち、バランスを保つ訓練を行います。

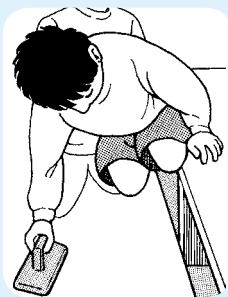


義足をつけなくても移動ができるように訓練を行います。

<起居動作練習>

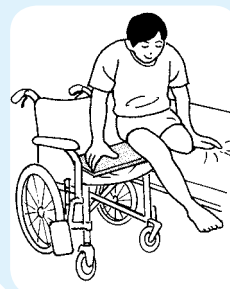
床からの立ち上がりやADL(日常生活動作)である風呂、トイレの使い方、衣服の着脱を練習します。

家屋改造の必要性も検討します。

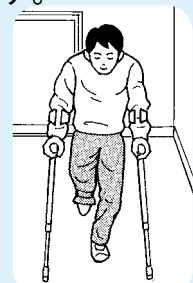


<杖歩行練習・車いす操作練習>

松葉杖、ロフスランド杖を使用した歩行を練習します。



*3



車いすからベット、トイレ等への移乗を練習します。

*1*2*3 (出所) Barbara,E., Catherine,V.V.編著 陶山哲夫, 草野修輔, 高倉保幸, 赤坂清和監訳, 切断のリハビリテーション一知っておきたい全プロセス 第3版 協同医書出版社 2002,

*1*2 p.45 *3 p.50



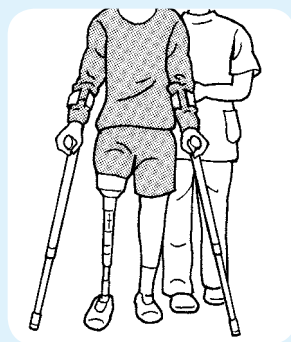
訓練内容(義足歩行訓練)

義足をつけた基礎訓練を紹介します。

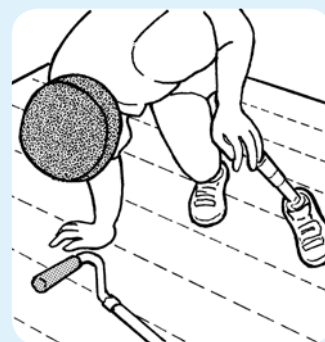
<平行棒内の歩行>



<歩行器や杖歩行>



<立ち上がり動作>

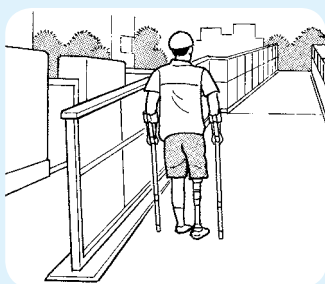


義足をつけた応用訓練を紹介します。

<階段昇降>



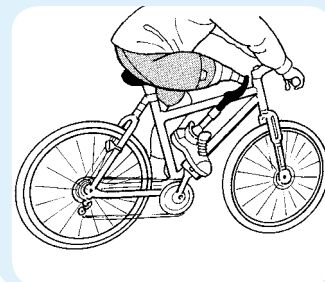
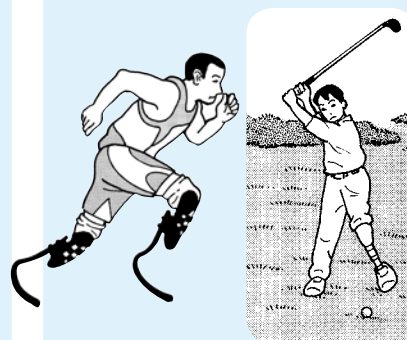
<屋外歩行>
坂道・凹凸路面



公共交通機関の利用



<リハビリテーション
体育(スポーツ)>





断端の変化について

義足訓練を始めると多くの方の断端は変化します。
(変化する様子は成熟とも呼ばれます)

断端が変化(成熟)すると、次のような不具合が出る場合があります。

<断端側>

- 細くなる
- 筋肉がつく
- 組織が柔らかくなる
- 骨が浮き出る

<義足側>

- ソケットがゆるくなる
- バランスが悪くなる
- 力が伝わらない
- ソケットに当たって痛い

そして断端は、形が安定するまで時間がかかります。

<断端成熟の一例(PTB式下腿義足使用者)>



義足装着前
(切断後2ヶ月)



義足装着1ヶ月



義足装着6ヵ月
(退院後3ヶ月)



義足装着12ヶ月

個人差がありますが、断端の形が落ち着くまでには数か月かかります

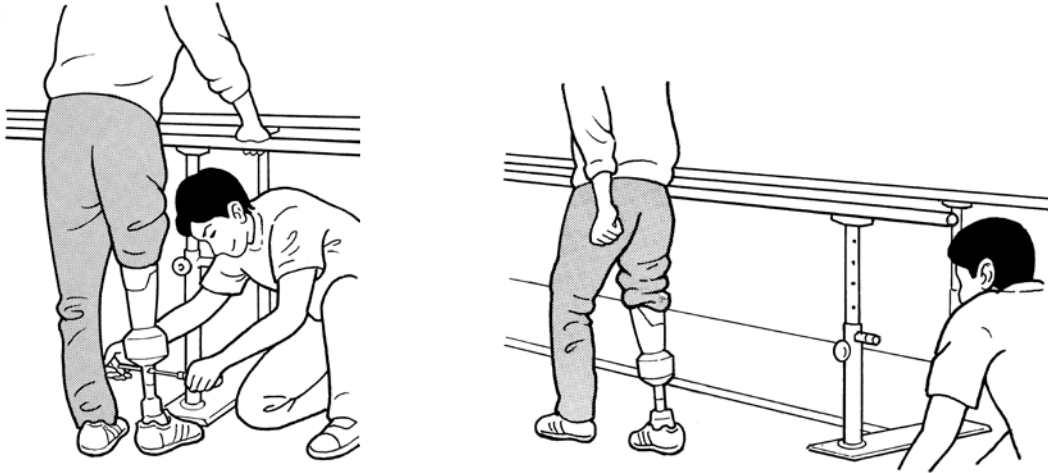
義足をはいてゆるいかな?と思ったら...

無理をしてはき続けず、担当の医師や理学療法士、義肢装具士、または看護師に必ずご相談ください。



義足の調整と部品の選択

断端や歩行能力の変化に応じて義足の再調整をします。



義足歩行が安定してきたら、退院後の生活を考慮し使用する膝や足部の部品を選択します。



そして、実生活にむけて義足を仕上げて完成です。



日常生活の注意

義足をはいて生活するためには、義足使用者自身が**義足や断端の維持管理**に十分な注意を払う必要があります。

*** 次のことに注意しましょう ***

規則正しい生活を続ける

体重が増えた時や体がむくんでいる時は、ソケットに断端がしっかり入らなくなることがあります。

安全に義足をはくため、規則正しい生活を心がけましょう。



断端を清潔に保ちましょう

石けんを十分泡立て、断端を洗いましょう。

傷や水泡等が出来ていないか確認しましょう。



義足の手入れ

ライナーは説明書にしたがって、1日1回適切に洗浄しましょう。

断端袋は毎日交換しましょう。汗をかく時期には断端袋を持ち歩き頻繁に交換しても良いでしょう。

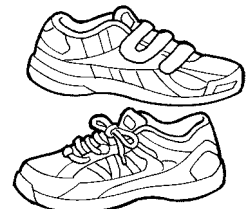
ソケットの内側はしぼったタオルで拭き、汚れを落としましょう。



靴の選び方

義足に履かせやすい靴で、ひもまたはマジックテープで固定できる靴がより安定して歩行できます。

靴の踵の高さが変わるとバランスが崩れ、義足が不安定になることがあります。





義足や断端のトラブル

退院後に義足や断端に以下のような症状が発生した場合、早めにご相談ください。

義足の調子が悪い時の症状例

- 義足が急に重たく感じる(ソケットがゆるい)
- ベルト・ケーブルが切れた
- ガタに気がついた
- 音がする

直ちに義肢装具士へ連絡してください。修理・調整を行います。

断端の具合が悪い時の症状例

- 傷が出来た
- 痛みがある
- むくみがある
- かぶれる

担当の義肢装具士に相談するか、皮膚科等の病院を受診し、治療を受けましょう。

?

義足を新しく作り替えたほうが良いのか？
それとも修理が可能なのか？



まずは、義肢装具士にご相談下さい。
来所が必要な際はお電話にて予約を承ります。



仮義足費用のお支払

はじめての義足は訓練を目的とする義足のため「訓練用義足」又は「^{かりぎそく}仮義足」と一般的に呼ばれます。

仮義足の費用

仮義足の費用は切断部位や使用する部品により異なります。下の表は、おおよその目安です。

	目安となる範囲（平均額）
下腿義足	約23～84万円（47万円）
大腿義足	約60～138万円（91万円）
股義足	約67～123万円（98万円）

* 令和2～4年度の価格を参考にしています。この金額は当センターの実績であり、義足の金額を規定するものではありません。

義足費用支払い窓口

- 仮義足の費用は入院費とは別のお支払いとなります。
- お支払い窓口が異なりますので、ご注意ください。
窓口：義肢装具技術研究部 事務室

立て替え払い

- 仮義足の費用は、各種保険制度を利用するとしても**全額一旦立て替え払い**が必要です。
- お支払い後、書類を揃えて利用する保険へ申請して下さい。
- 自己負担分を除いた金額が払い戻されます。

ご利用できる社会制度については18ページをご参照ください。



利用できる社会制度(仮義足)

利用できる仮義足の支給制度

ご利用する医療保険の種類を確認の上、
必要な書類を確認して下さい。



保険の種類	必要な書類	書類の入手方法	書類の申請先
● 労災保険	1. 療養補償給付たる療養の費用請求書 業務災害用 様式第7号(1)、又は療養補償給付たる療養の費用請求書 通勤災害用 様式第16号の5(2) 2. 義足費用領収書 3. 義足費用内訳書	1. お勤め先の労務担当者もしくは、厚生労働省ホームページより入手することができます。 2. と3. 義肢装具技術研究部 事務室にて発行します。	管轄の労働基準監督署
● 国民健康保険	1. 医師の意見書 2. 義足費用領収書 3. 義足費用内訳書 4. 療養費支給申請書	1. 病棟に申込用紙があります。 2. と3. 義肢装具技術研究部 事務室にて発行します。 4. 各窓口にてお尋ね下さい	各市区町村の国民健康保険課窓口
● 各種共済組合保険			各共済組合窓口、又は各勤務先
● 全国健康保険協会	1. 医師の意見および装具装着証明書 2. 義足費用領収書 3. 義足費用内訳書 4. 健康保険療養費支給申請書	1. 各支部の窓口、又はホームページより協会けんぽの様式を入手できます。当病院による意見書・証明書をご利用する場合は、病棟にある申込用紙を提出してください。 2. と3. 義肢装具技術研究部 事務室にて発行します。 4. 各支部の窓口、又はホームページにあります。	被保険者証に記載されている全国健康保険協会の都道府県支部

上記の保険以外をご利用の方は、
担当の義肢装具士までご相談ください。

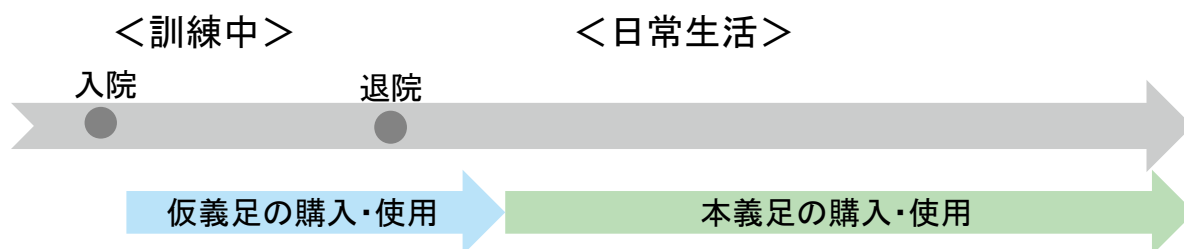


仮義足と本義足

退院後、新しくご購入される義足は名称が変わります。

訓練を目的とした義足のため、はじめての義足は「訓練用義足」又は^{かりぎそく}「**仮義足**」と一般的に呼ばれます。

これに対して、仮義足製作後に新しく購入する義足を^{ほんぎそく}「**本義足**」と言います。本義足は、日常生活で使う目的の義足です。



仮義足から本義足へ移行する時期は、明確な基準がありません。ご本人様の身体状況や生活習慣により個人差(数か月～数年)があるため、本義足の製作をご検討する際は、担当の医師や理学療法士、義肢装具士へご相談ください。

本義足は、一生に一本ではありません。

本義足にも寿命(耐用年数※)があります。

また、身体の変化や生活環境の変化に合わせて部品を変更しなければいけない場合もあります。

<耐用年数※の一例>

チューブ	5年
継手類	3年
ターンテーブル	3年
足部	1.5年

仮義足と本義足では利用できる社会制度が異なります。ご利用できる社会制度については20ページをご参照ください。



利用できる社会制度(本義足)

利用できる本義足の支給制度

1. 訓練用仮義足を労災保険で購入された方が利用できます。

申請方法	管轄の都道府県労働局へ申請して下さい。 お電話にて各労働局へ問い合わせてください。
費用負担	自己負担額はありません。

2. 障害者総合支援法が利用できます。(1に該当しない方)

申請方法	お住まいの市区町村役所の福祉課 [※] へ申請して下さい。 お電話にて各市町村の福祉課へ問い合わせてください。
費用負担	所得に応じて自己負担があります。 費用のうち1割を負担することが原則です。

※ 市区町村によっては、名称が異なる場合があります。

利用する本義足の制度に関してご質問があれば、
担当の義肢装具士までご相談下さい。

【 お問い合わせ先 】

国立障害者リハビリテーションセンター

病 院 義 肢 装 具 療 法
研 究 所 義肢装具技術研究部

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4丁目1番地

☎04-2995-3100(代表) 内線 _____ 担当 _____

Web: <http://www.rehab.go.jp/ri/hosougu/hosouguj.html>

メールアドレス: hosougu@rehab.go.jp